

# 令和4年度分 市民税・県民税申告のお知らせ

申告受付期間 令和4年2月4日(金)～令和4年3月15日(火)



目次	P1	表紙
	P2	市民税・県民税の申告が必要な方, 不要な方
	P3	申告方法, 申告の際に必要なもの 申告書を提出(郵送)する際の添付書類
	P4	市民税・県民税申告書記入例 〔様式〕市民税・県民税申告書, 添付書類台紙, 収支内訳書
	P5・6	医療費控除の明細書, 記入例
	P7	申告に関するQ&A集
	P8	市民税・県民税申告の相談日程及び会場

## ※ 医療費控除に関して

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の作成添付が必要です(5・6ページ参照)。  
医療費の領収書を添付または提示しての申告はできませんのでご注意ください。

## 自宅でスマホ・パソコンから確定申告ができます。

申告会場は、例年大変混雑します。多数の人が集まる場所を避ける観点から、  
確定申告(所得税)は、ご自宅のパソコンやスマートフォンからの電子申告  
(e-Tax)での申告をおすすめします。確定申告については、国税庁ホーム  
ページ(<https://www.nta.go.jp>)を確認してください。



## ※ 以下に関する申告などは、市民税・県民税の申告会場ではなく、 税務署での申告が必要となりますのでご注意ください。

- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける初年の申告
- ・事業所得又は不動産所得に係る収入金額が1,000万円以上の方
- ・肉用牛の売却による課税の特例(免税所得)
- ・土地等の個人間売買などによる譲渡所得
- ・土地等の資産を同種の資産と交換したときの特例や  
特定の居住用財産の買換えの特例を受ける場合など
- ・令和2年分以前の申告                      ・青色申告
- ・変動所得及び臨時所得の平均課税      ・消費税及び地方消費税

所得税の確定申告などに  
関するお問い合わせは  
気仙沼税務署  
電話 0226-22-6780

市民税・県民税の申告に  
関するお問い合わせは  
気仙沼市総務部税務課  
市民税係  
電話 0226-22-6600  
(内線 243.244)